

概要版

静岡県配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護・支援に関する基本計画
(第五次静岡県DV防止基本計画)

～DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して～

静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-2365 FAX : 054-221-3521
E-mail : kokatei@pref.shizuoka.lg.jp



静岡県

第五次静岡県DV防止基本計画 概要

第1章 計画策定に当たって

計画策定の趣旨

本県では、DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して、平成18年3月に「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）を策定しました。このたび、第四次DV防止基本計画の計画期間が令和3年度で終了することから、社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、「第五次DV防止基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

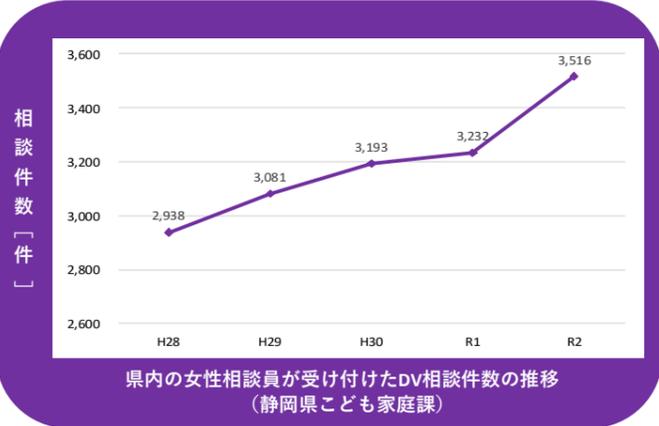
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

計画期間

令和4年度から令和7年度まで（4年間）

第2章 現状と課題

- ・DV相談件数は増加傾向で、R2は過去最多
R2相談件数：3,516件（H30：3,193件）
増え続けるDV相談への対応や、DV防止に向けた一層の啓発が必要



- ・コロナ禍におけるDVの増加や潜在化の可能性
加害者の在宅時間が増え、電話や面接等の既存の相談窓口が利用できないことによる、問題潜在化への対応が必要
- ・多様性に対する社会的関心の高まり
DV相談窓口の多言語対応が不十分であることや、同性パートナーからの暴力がDVとして扱われないことがあるなど、多様性への不十分な認識や対応に起因する差別的な取扱いの解消が必要

- ・逃げないことを希望する被害者の存在
加害者から逃げずに問題を解決することを希望する被害者への支援方法について検討が必要

- ・DV被害と児童虐待の同時発生
子どもと同居しているDV被害者のうち、約6割の家庭で児童虐待の発生もあったことから、DV対応と児童虐待対応を相互に連携協力して進めていくことが必要

第3章 計画の考え方

基本理念

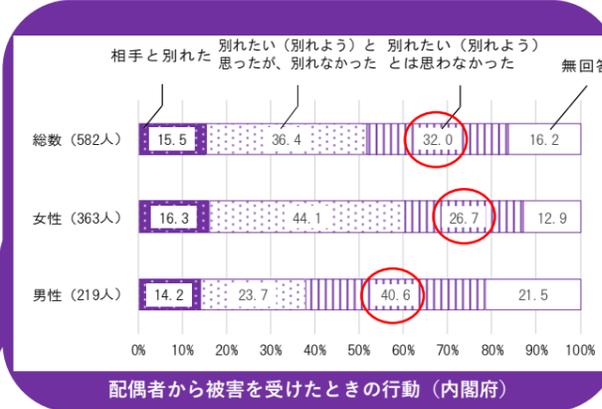
DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して

計画のポイント

- 【方針1】ICTの活用等多様な手段による広報・啓発・相談の推進
 - ✓ 広報・啓発にSNSを活用
 - ✓ コロナ禍で潜在化の可能性があるDVへの対応としてWebチャット相談の利用を促進
 - ✓ 増え続けるDV相談に対応するため、女性相談員の配置・拡充を促進
- 【方針2】多様性に配慮した相談体制の構築
 - ✓ 多様性に対する理解を深め、誰もが差別されることなく相談しやすい体制を構築
- 【方針3】被害者の希望や状況に応じた支援
 - ✓ 加害者教育プログラムの案内等被害者のニーズや状況に応じた選択肢の提示
- 【方針4】DV対応と児童虐待対応の連携強化
 - ✓ 児童虐待の早期発見や、同時発生しているDVへの適切な対応のための関係機関連携

計画の推進体制

関係機関との連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。



(単位：件)

総数	有				無		不明
	虐待あり	面前DV	虐待なし	虐待有無不明	無		
66,939	37,044	22,337	12,428	5,028	9,679	16,596	13,299
	100.0%	60.3%	33.5%	13.6%	26.1%		

令和元年度DV相談件数等の調査（内閣府）

第4章 施策の推進

	施策体系	主な取組
広報啓発	施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進	○SNSの活用による広報・啓発【方針1】 ○デートDV防止出前セミナーや人権啓発講座の実施 ○加害者教育プログラムの活用【方針3】
	(1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進 (2) DV早期発見、通報のための広報、知識普及	
相談	施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	○Webチャットを活用したDV相談の利用促進【方針1】 ○女性相談員の配置促進【方針1】 ○電話によるDV相談の多言語対応【方針2】 ○性の多様性への理解を深めるための県内相談員向け研修会の開催【方針2】
	(1) 県におけるDV相談の推進 (2) 地域におけるDV相談の推進 (3) 多様性に配慮した相談体制の構築	
保護	施策3 DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全に守る保護の実施	○通信機器の使用制限を緩和するなどの運用の一部見直し ○一時保護施設（民間シェルター）の立上げや運営に要する経費の助成
	(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進 (2) 一時保護所における被害者支援 (3) 子どもに対するケア体制の充実 (4) 多様なケースに対応した保護体制の整備	
自立	施策4 DV被害者の自立に向けたきめ細やかな支援環境の整備	○婦人保護施設入所者に対する就労支援、生活訓練 ○被害者の適性に合った最適な住まいの確保 ○民間の心理士等の活用による心理的ケアの実施
	(1) 生活再建のための支援 (2) 住まい確保のための支援 (3) 就業に向けた支援 (4) 心身の回復のための支援	
連携	施策5 DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化	○市町におけるDV防止基本計画策定・改定支援 ○相互理解、情報共有のためのDV対応部門と児童虐待対応部門の合同研修会の実施【方針4】 ○民間団体に対する国等が発出する被害者支援に関する通知等の早期提供
	(1) 市町のDV施策推進の支援 (2) 相談関係ネットワークの強化 (3) 民間団体との協働による被害者支援体制づくりの推進	

数値目標

指標	現状値 (R3)	目標値 (R7年度)	網掛け：成果指標	その他：活動指標	
DVを正しく認識している人の割合	48.3%	100%	一時保護されたDV被害者におけるDV相談への認知度	0%	50%
一時保護施設退所後にDVのない生活を始めた人の割合	84% (R2)	100%	外国人住民に対して相談窓口を周知している市町数	16市町	全市町
人権啓発講座参加人数	18,940人 (R2)	毎年度3万人	確保した一時保護施設の数	12箇所	毎年度12か所以上
デートDV防止出前セミナー実施校数	15校	毎年度15校	就労を希望する婦人保護施設入所者が就労できた割合	100% (R2)	毎年度100%
市における女性相談員の配置市数	17市	全市	市町におけるDV防止ネットワークの設置市町数	33市町	全市町
			市町DV防止基本計画策定市町数	23市町	全市町
			DV対応部門と児童虐待対応部門の合同研修会参加機関数	0機関	毎年度84機関